あいち地球温暖化防止戦略 2020 推進会議開催要綱

（目的）
第１条　愛知県が策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2020」について、その進捗状況を確認・評価しつつ、戦略の推進策に関し情報交換及び検討を行うため、あいち地球温暖化防止戦略 2020 推進会議（以下、「会議」という。）を開催する。

（構成）
第２条　会議の委員は、知事が委嘱する。
２　委員は、別表のとおりとする。但し、行政機関、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、団体、事業者に属する委員が会議に出席できない場合には、代理者が出席することができるものとする。

（議長）
第３条　会議に議長を置く。
２　議長は、委員が互選する。
３　議長は、会務を総理し、会議を代表する。
４　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）
第４条　会議は、公開とする。ただし、会議が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
（１）愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
（２）会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
２　傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（意見聴取）
第５条　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

（会議録）
第６条　会議の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、５年間保存するものとする。
２　前項の規定により作成された会議録は、第４条第１項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

（庶務）
第７条　会議の庶務は、環境部大気環境課地球温暖化対策室において処理する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２５年３月２８日から施行する。
この要綱は、平成２６年１月３１日から施行する。
この要綱は、平成２７年２月２７日から施行する。
この要綱は、平成２８年２月２９日から施行する。

あいち地球温暖化防止戦略2020推進会議委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏　　名	所　属　等
伊藤（いとう）　周広（かねひろ）	経済産業省中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長
井上（いのうえ）　衛（まもる）	一般財団法人省エネルギーセンター東海支部 事務局長
奥山（おくやま）　勝大（かつひろ）	名古屋商工会議所 企画振興部 環境・エネルギーグループ長
加藤（かとう）　美貴子（みきこ）	豊田市環境部環境政策課長
釜谷（かまや）　広志（ひろし）	中部電力株式会社 環境部長
児玉（こだま）　剛則（たけのり）	愛知県地球温暖化防止活動推進センター 次長
児玉（こだま）　光裕（みつひろ）	東邦ガス株式会社 執行役員企画部長
近藤（こんどう）　元博（もとひろ）	トヨタモーターエンジニアリングアンドマニュファクチャリングノースアメリカ シニアバイス プレジデント
新海（しんかい）　洋子（ようこ）	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 理事 （中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー）
鈴木（すずき）　茂夫（しげお）	一般社団法人中部経済連合会 産業振興部次長
竹内（たけうち）　恒夫（つねお）	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
竹原（たけはら）　幸子（さちこ）	愛知県地球温暖化防止活動推進員
長谷川（はせがわ）　博久（ひろひさ）	名古屋市環境局環境企画部環境企画課長
林（はやし）　清比古（きよひこ）	大同大学 非常勤講師 名城大学 非常勤講師
原田（はらだ）　鈴子（すずこ）	愛知県生活学校運動推進協議会 会長
三木（みき）　亨（とおる）	一般社団法人中部不動産協会 理事
百瀬（ももせ）　則子（のりこ）	ユニーグループ・ホールディングス株式会社 執行役員 グループ業務本部グループ環境社会貢献部部長
遊佐（ゆさ）　秀憲（ひでのり）	環境省中部地方環境事務所 環境対策課長

（計１８名）